

平成31年度

入所のしおり



のびのび南第1・第2クラブ

〒437-0061 袋井市久能1227番地10

平成31年度袋井市放課後児童クラブ入所について

1 対象となる児童

- (1) 小学校1年生から6年生までの児童
- (2) 学校から帰宅しても保護者が就労等の理由により不在で、年間を通して保育が困難な家庭の児童

2 保育時間

- (1) 月～金曜日（祝日は除く）・・・下校時から午後6時まで
- (2) 土曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）・・・午前8時から午後6時まで
 ※開所時間は、天候や学校行事等の状況に応じて変更する場合があります。
 ※土曜日は、みなみすくすくクラブ(高尾 743-1 袋井南コミュニティセンター第1) のみ実施。

3 利用料（保護者負担金）

利用形態	利用期間	1か月分	15日以降入所の場合 (入所月のみ)
常時利用（通年）	通常月	月額6,500円	月額3,250円
	8月	月額10,000円	月額5,000円
長期のみ利用 (終業式から始業式まで)	夏休み期間	期間額13,250円	※ 利用が1日以上あった場合は満額の料金が必要です。 ※ 翌年度の継続利用申込みの無い場合、春休み期間は、3月31日までとなります。
	冬休み期間	期間額6,500円	
	春休み期間		
土曜日利用		月額2,000円	

※集金袋を渡しますので、毎月7日頃までに支援員にお支払いください。

※兄弟姉妹入所の場合、割引はありません。

※利用が1日以上あった月は、1か月分の料金がかかります。

※入所する当初の月は、入所日が15日以降の場合は半額になります。

4 放課後児童クラブでの生活

集団生活の場ですから、きまりを守り、お互い気持ちよく過ごせるよう自立させる意識をもって支援していきます。負担金の支払がない場合や、他の児童や支援員への暴言、暴力行為、きまりを守らない場合、または故意に公共施設等を破損させた場合は、退所していただくことがあります。

- (1) 遊びを中心とした生活の場です。
- (2) 学習塾ではありませんので、宿題等への取り組みについては、自主性にお任せします。取り組みについての支援は行いますが、答え合わせ等についてはご家庭でお願い

します。

- (3) 夏休み等の学校給食がない場合は、お弁当、水筒を持参させてください。
- (4) 負担金におやつ代が含まれていますので、毎日、おやつがあります。
- (5) クラブでは、傷害・賠償責任保険に加入しておりますが、事故の状況によっては保険対象外となり、保護者に賠償していただく場合がありますのでご了承ください。

5 登所・降所

(1) 登所

- ・学校が終わったら、そのまま児童クラブへ登所してください。
- ・開所時間は、必ず守ってください。

(2) 降所

- ・原則保護者のお迎えをお願いします。
それ以外の帰宅方法は、各家庭が責任をもって決定してください。
- ・お迎えは、必ず午後6時までをお願いします。

6 閉所

(1) 土・日曜・祝日（みなみすくすくクラブは土曜日実施）

(2) 盆休み（8月13～15日）、年末年始（12月29～1月3日）、ゴールデンウィーク（4月27日（土）～5月6日）

※利用希望者が少ない場合、学校が振替でお休みになった場合は、閉所することがありますので、ご承知ください。

(3) 台風等の天候悪化や、新型インフルエンザ等感染症の集団発生時には閉所する場合があります。また、学校が朝から閉校される場合は、クラブも閉所させていただきます。

7 欠席について

(1) 保護者が休みの場合は、クラブを休ませてご家庭で過ごしてください。

(2) 欠席する場合は、保護者が前日または開所後の早い時間に連絡してください。

(3) 1週間以上無断欠席した場合は、退所となることがあります。

(4) 1か月単位でクラブを休む場合は、前月の20日までにクラブへお知らせください。

また、病気等やむを得ない場合を除き、クラブを続けて2か月間利用しない場合は自動的に退所扱いとさせていただきます。

(5) 病気や感染症の場合は、全快するまで休ませてください。

(6) お子さんの具合が悪くなった場合は連絡しますので、必ず迎えをお願いします。

(7) インフルエンザ等で学級閉鎖となった場合は、児童クラブも休ませてください。

8 その他

(1) 勤務先が変わったときは、速やかに就労証明書を再提出してください。

(2) 仕事をやめたとき、就労時間が変わった時は、必ずクラブに連絡してください。